2009年4月16日 **mail ニュース**

No.32・通巻 221 号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員 労働組合

発行人 米山隆史 TEL 03-5381-0250

坂本裁判第6回公判が開かれる

超過勤務不払い問題で訴えている坂本通子さんの第6回公判が4月16日、東京地方裁判所620 号法廷で行われました。第3回公判までは、mail ニュース20 号で紹介しているので、その後の経過も触れておきます。

第4回公判で原告(坂本さん)側は、東京都教育庁における超過勤務の支払方法の実態、労働基準法と都の勤務時間条例とのかかわりなどについて論じ、「黙示の指示」により超過勤務を行ったのであるから、手当てが支払われるのは当然と主張しました、最後に裁判官は、昭和47年の最高裁判例でこの裁判の参考になるものであるので調べておくように、と述べました。

第5回公判では被告(東京都)が、第4回公判における原告側準備書面に対する反論が提出されました。 そして本日の第6回公判です。ここには原告側から、上記の最高裁判例とこの裁判の関係について詳細な 準備書面が提出されました。準備書面は述べます。昭和47年の判例は、静岡県立学校の教職員が勤務時間外 に職員会議に参加するよう校長から命じられたケースで、教職員が静岡県に対して時間外勤務手当ての支払 いを求めた事案です。控訴審で敗訴していた静岡県の上告を棄却して、時間外勤務手当の支払いを命じまし た。裁判で静岡県は、何らかの意思表示や外形的行為(時間外命令簿など)がない場合は職員会議への参加 の命令があったとは認められないと主張しましたが、裁判所は校長を主宰者として開催場所、日時などがあ らかじめ伝達されていたとして、特段の形式によらなくても職務命令があったと判断したのです。

この判例が今回の裁判にどう影響するのかについて準備書面はこう述べています。両事案は、労働基準法 が適用されることが前提となる地方公務員の時間外手当請求にかかわる事案であるともに、給与支給条例が あるにもかかわらず、その定める形式がとられていなかったという共通点がある。従って昭和47年の判例は 裁判の解釈・適用にも及ぶとしています。

つまり昭和 47 年の判例を坂本さんのケースに当てはめると、教育庁の職場では事前に超過勤務命令簿による発令がなかったわけですが、それでも坂本さんの場合、所属長の職務命令に基づくものであると考えられるということになります。

そして準備書面は以下の場合、超過勤務について「黙示の命令」があったと考えるべきだと述べています。 それは、第一に職員が実際に時間外勤務を行い、第二に使用者がその成果物を受領し、第三に使用者が職員 に対して事前に時間外勤務の承認を得るよう、促していない、第四に事後の承認を速やかに得るよう、使用 者が促していない場合の4点です。

坂本さんの場合、超過勤務の実態について事細かに立証しています。その成果を東京都が受領していることについても立証しています。東京都が坂本さんに対して、事前の申し出をしろとか、事後の承認を得るようにと言っていない場合は、「黙示の命令」があったと考えるのが妥当なので、坂本さんの請求は認められるべきだと結論付けました。

今夏の準備書面で双方の主張は出尽くしたので、これからは証拠および証人などにより主張を根拠付ける こととなります。

次回の公判は5月28日 (木曜日) 午後2時15分からです。多くの皆さんの傍聴参加をお待ちしています。